

令和5年度

保健医療部事業計画概要

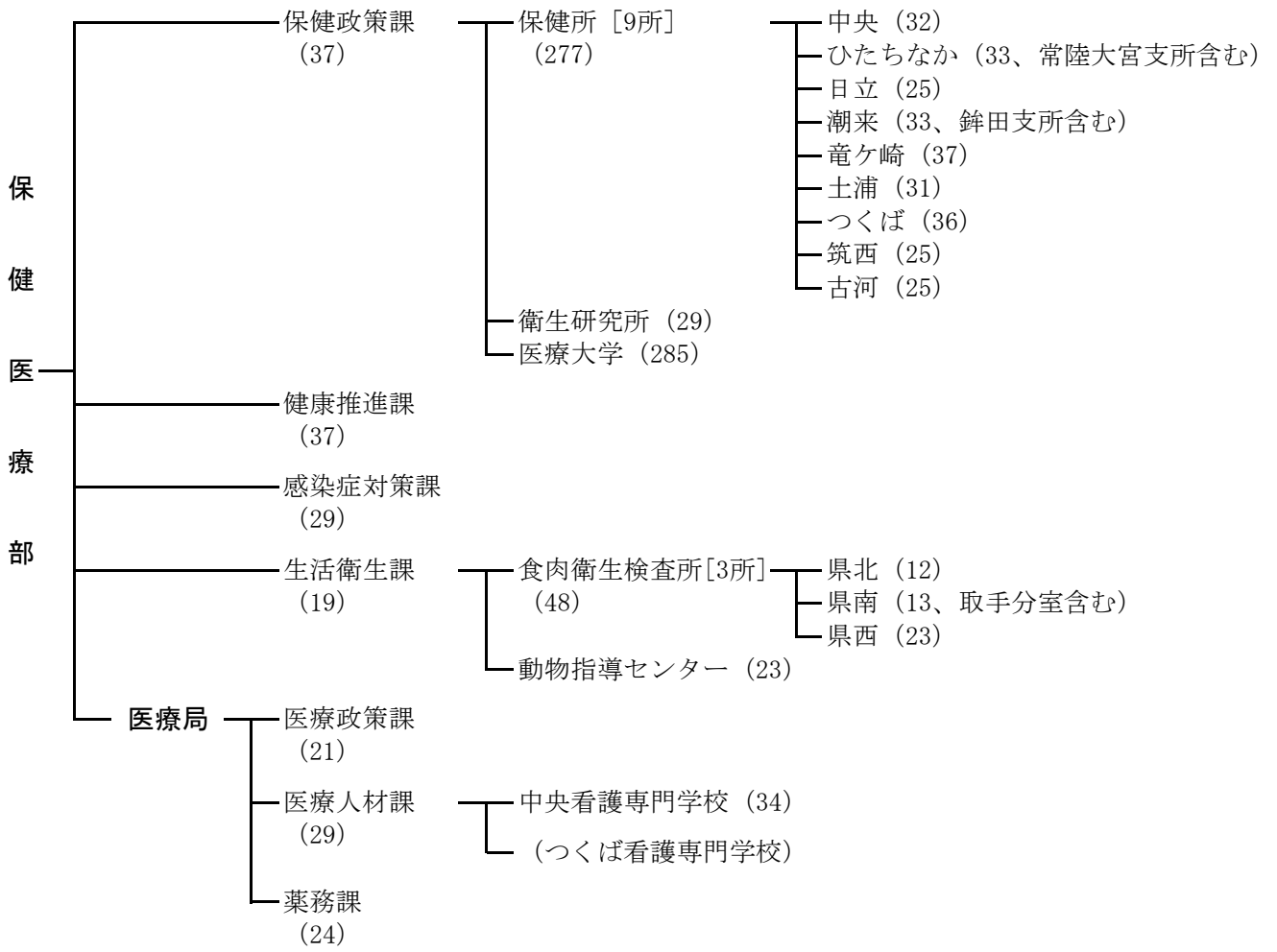
茨城県保健医療部

目 次

保健医療部の組織・職員数	1
保健医療部の分掌事務	2
令和5年度茨城県当初予算（歳入・歳出）	5
保健医療部予算各課別内訳	6
令和5年度保健医療部施策推進の基本方針	7
令和5年度課別事業計画	
保健政策課	15
健康推進課	23
感染症対策課	46
生活衛生課	51
医療政策課	60
医療人材課	71
薬務課	81
保健医療部主要プランの概要	89
医療福祉（マル福）制度の概要	96
茨城県保健医療指標等	97
出生数及び合計特殊出生率の推移	101
保健所管轄図	102
二次保健医療圏	103
保健医療部の付属機関等一覧	104
保健医療部関係各種団体一覧	105

保健医療部の組織・職員数

(R5. 4. 1)



本庁 (196)
 出先 (696)
 計 (892)
 * 任期付職員含む

保健医療部の分掌事務

保健政策課

- 1 保健医療行政の総合調整に関すること。
- 2 保健に関する統計及び人口動態に関すること。
- 3 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の施行に関すること（医療監視及び医療安全支援センターに係るものに限る。）。
- 4 地域保健の推進に関すること。
- 5 保健所、衛生研究所及び医療大学に関すること。
- 6 災害医療に関すること。
（国民健康保険室）
 - 1 国民健康保険に関すること。
 - 2 妊産婦、小児、重度心身障害児者、母子家庭及び父子家庭の医療費に関すること（健康推進課、障害福祉課、少子化対策課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
 - 3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療等に関すること。

健康推進課

- 1 難病対策に関すること。
- 2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく医療給付に関すること（小児慢性特定疾病に係るものに限る。）。
- 3 肝炎対策に関すること。
- 4 アレルギー疾患に係る医療に関すること。
- 5 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。
- 6 ハンセン病の患者及び元患者並びにそれらの親族の援護に関すること。
（がん・生活習慣病対策推進室）
 - 1 がん対策に関すること。
 - 2 循環器病対策に関すること。
 - 3 健康づくり及び生活習慣病の予防に関すること。
 - 4 栄養指導及び栄養士に関すること。
 - 5 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の施行に関すること（生活衛生課の所管に係るものを除く。）。
 - 6 食育の推進に関すること。
 - 7 歯科保健に関すること。
 - 8 市町村保健センターの指導に関すること。
（地域包括ケア推進室）
 - 1 地域包括ケアシステムに関すること。
 - 2 介護保険に関すること（長寿福祉課の所管に係るものを除く。）。
 - 3 在宅医療に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

感染症対策課

- 1 結核予防に関すること。
- 2 感染症に関すること（感染症企画調整室の所管に係るものを除く。）。
- 3 予防接種に関すること。
- 4 不明疾患に関すること。
- 5 新型インフルエンザ対策に関すること。

(感染症企画調整室)

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に関すること。
- 2 健康危機管理対策（他課の所管に係るものを除く。）に関すること。

生活衛生課

- 1 旅館、興行場、公衆浴場（料金の統制に関するを含む。）その他多衆集合する場所の環境衛生に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)の施行に関すること。
- 3 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）及びクリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）の施行に関すること。
- 4 墓地埋火葬等に関すること。
- 5 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 6 狂犬病予防に関すること。
- 7 動物の愛護及び管理に関すること。
- 8 愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）の施行に関すること（同法第 31 条第 2 号に規定する愛玩動物看護師養成所に係るものに限る。）。
- 9 化製場等に関すること。
- 10 動物指導センターに関すること。

(食の安全対策室)

- 1 食の安全・安心対策の総合調整に関すること。
- 2 食品衛生に関すること。
- 3 調理師及び製菓衛生師に関すること。
- 4 と畜場及び食鳥処理場に関すること。
- 5 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に関すること。
- 6 食肉衛生検査所に関すること。
- 7 健康増進法の施行に関すること（特別用途表示等に係るものに限る。）。
- 8 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）の施行に関すること。
- 9 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成 24 年法律第 82 号）の施行に関すること。

(医療局)

医療政策課

- 1 医療提供体制の確保に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 医療法の施行に関すること（保健政策課の所管に係るものを除く。）。
- 3 救急医療に関すること。
- 4 へき地医療に関すること。
- 5 周産期医療に関すること。
- 6 小児医療に関すること。

医療人材課

- 1 医師確保対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 医師及び歯科医師に関すること。
- 3 自治医科大学の卒業生の指導に関すること。
- 4 地域医療支援センターに関すること。
- 5 死体の解剖保存に関すること。

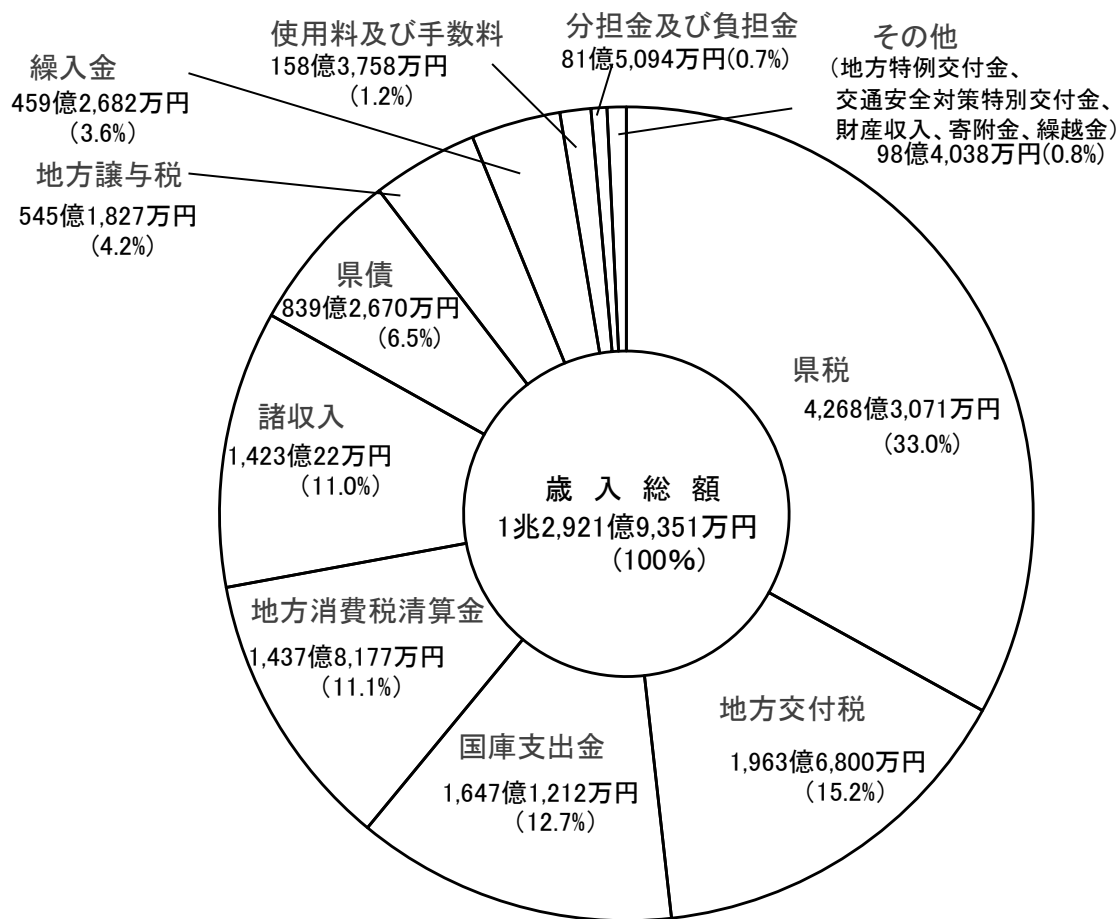
- 6 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 7 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- 8 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士及び言語聴覚士に関すること。
- 9 理学療法士及び作業療法士に関すること。
- 10 歯科衛生士及び歯科技工士に関すること。
- 11 看護教育財団の指導に関すること。
- 12 看護専門学校に関すること。

薬務課

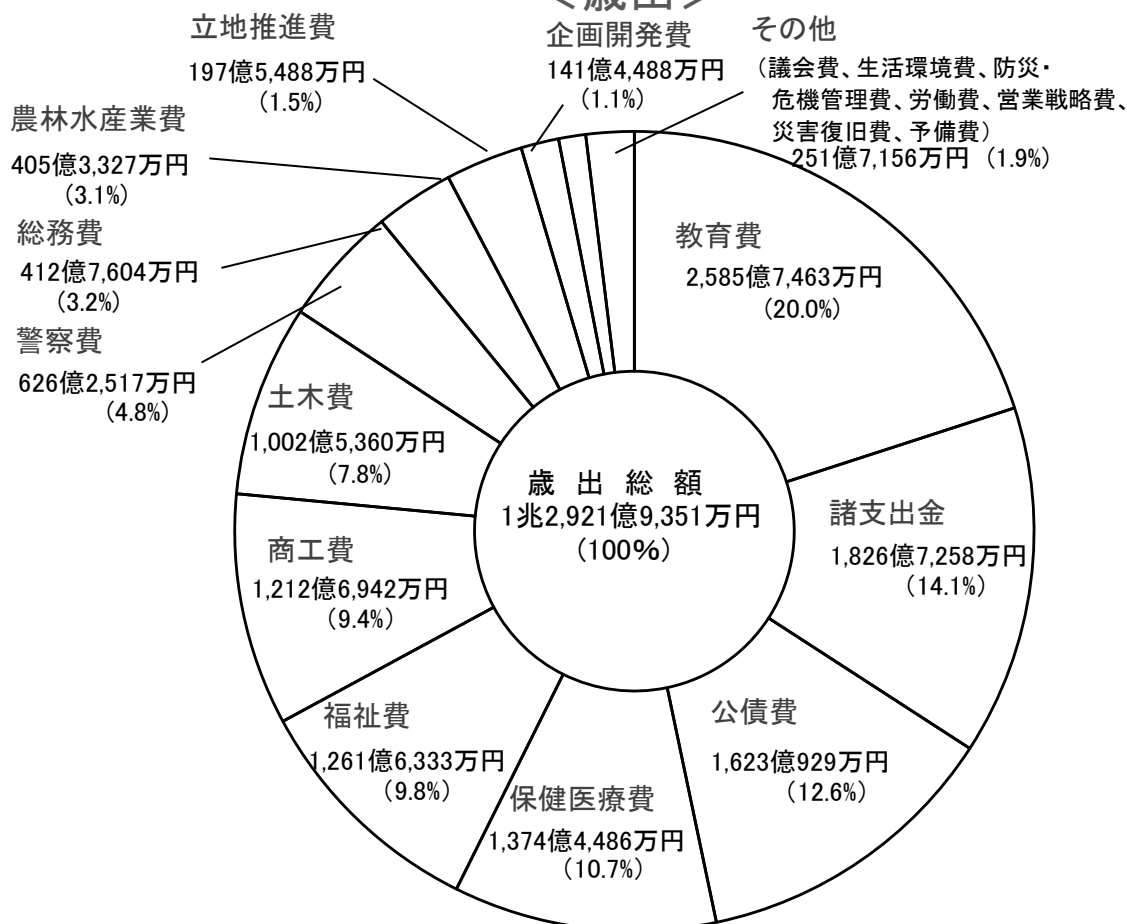
- 1 献血の推進に関すること。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律 145 号）及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）の施行に関すること。
- 3 毒物及び劇物に関すること。
- 4 麻薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関すること。
- 5 医薬品の生産及び需給に関すること。
- 6 温泉に関すること。
- 7 有害物質を含有する家庭用品に関すること。
- 8 腎臓財団、骨髄バンク及びアイバンクに関すること。
- 9 臓器移植に関すること。

令和5年度茨城県当初予算

<歳入>



<歳出>



※保健医療部予算(1,747億2,297万6千円)
 =保健医療費(1,374億4,485万9千円)
 +福祉費のうち長寿福祉課からの組替予算(372億7,811万7千円)

保健医療部予算各課別内訳

(一般会計)

(単位: 千円)

	目	R4 当初予算額	R5 当初予算額	財源内訳		増減	伸率(%)
				特定財源	一般財源		
保健政策課	保健政策費	311,311	318,672	48,197	270,475	7,361	2.4
	国民健康保険指導費	22,915,814	22,467,740	43	22,467,697	-448,074	△ 2.0
	福祉医療対策費	6,597,334	6,893,222	-	6,893,222	295,888	4.5
	高齢者医療費	33,679,645	34,996,182	178,557	34,817,625	1,316,537	3.9
	保健所管理費	2,019,441	2,077,166	349,773	1,727,393	57,725	2.9
	医事費	118,257	180,080	152,139	27,941	61,823	52.3
	大学費	3,520,539	3,736,474	1,153,244	2,583,230	215,935	6.1
	衛生研究所費	322,023	298,572	32,959	265,613	-23,451	△ 7.3
	予防費	-	82,717	82,717	-	82,717	
	計	69,484,364	71,050,825	1,997,629	69,053,196	1,566,461	2.3
健康推進課	地域医療対策費	42,796	42,796	40,165	2,631	-	
	公衆衛生総務費	163,674	174,147	17,373	156,774	10,473	6.4
	予防費	5,074,926	5,156,685	2,630,525	2,526,160	81,759	1.6
	健康増進費	752,643	821,687	319,177	502,510	69,044	9.2
	社会福祉対策費	-	155,859	93,842	62,017	155,859	
	高齢福祉総務費	-	48,520	22	48,498	48,520	
	高齢福祉対策費	-	1,592,909	63,293	1,529,616	1,592,909	
	介護保険費	-	35,480,829	729,872	34,750,957	35,480,829	
	計	6,034,039	43,473,432	3,894,269	39,579,163	37,439,393	620.5
感染症対策課	公衆衛生総務費	170,886	174,675	145	174,530	3,789	2.2
	結核対策費	91,400	88,214	46,547	41,667	-3,186	△ 3.5
	予防費	82,126,204	40,015,376	37,362,159	2,653,217	-42,110,828	△ 51.3
	計	82,388,490	40,278,265	37,408,851	2,869,414	-42,110,225	△ 51.1
生活衛生課	環境衛生総務費	309,602	294,533	12	294,521	-15,069	△ 4.9
	環境衛生指導費	51,803	50,851	19,440	31,411	-952	△ 1.8
	食品衛生指導費	885,532	890,174	584,749	305,425	4,642	0.5
	動物愛護管理推進費	210,460	217,044	5,100	211,944	6,584	3.1
	計	1,457,397	1,452,602	609,301	843,301	-4,795	△ 0.3
医療政策課	地域医療対策費	4,452,459	5,335,815	3,627,817	1,707,998	883,356	19.8
	医事費	222,074	286,087	263,515	22,572	64,013	28.8
	医療対策総務費	129,724	120,656	2,357	118,299	-9,068	△ 7.0
	医療整備対策費	3,145,933	3,485,698	2,558,597	927,101	339,765	10.8
	県立病院費	5,583,915	5,333,262	-	5,333,262	-250,653	△ 4.5
	計	13,534,105	14,561,518	6,452,286	8,109,232	1,027,413	7.6
医療人材課	医療対策総務費	259,120	262,362	71,126	191,236	3,242	1.3
	人材育成費	3,767,208	3,229,063	2,348,973	880,090	-538,145	△ 14.3
	計	4,026,328	3,491,425	2,420,099	1,071,326	-534,903	△ 13.3
薬務課	薬務管理費	126,114	145,821	12	145,809	19,707	15.6
	薬事費	223,104	269,088	175,294	93,794	45,984	20.6
	計	349,218	414,909	175,306	239,603	65,691	18.8
保健医療部計		177,273,941	174,722,976	52,957,741	121,765,235	-2,550,965	△ 1.4

令和5年度保健医療部施策推進の基本方針

人口減少時代を迎える中でも、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、茨城県総合計画では4つのチャレンジを推進することとしており、保健医療部では、主に以下に掲げるチャレンジに取り組んでいます。

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

1 新産業育成と中小企業等の成長

【新産業育成（医工連携）】

- ・ 県立医療大学（附属病院）では、ロボットのリハビリテーションへの応用・開発など、ニューロリハビリテーション分野を中心とした医療や介護系研究を進め、県民の健康・福祉に寄与する機器開発や人材を育成する。

II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

1 県民の命を守る地域保健・医療

【医療人材確保対策】

- ・ 医師確保計画に基づき、小児、周産期及び救急などの政策医療を担う地域の中核となる医療機関について、早急な対応が必要な「最優先の医療機関・診療科」を設定し、重点的な医師確保に取り組むことにより、各医療圏における医療提供体制の充実を図るとともに、PDCAサイクルを通じた実効的な医師確保対策を進め、本県の医師の増加と地域偏在の解消を図る。
- ・ 病児保育体制の構築等の女性医師支援をはじめ、働き方改革を含めた勤務環境の改善支援により医療従事者の定着・確保などを図り、医療提供体制を充実強化していく。
- ・ 医師修学資金貸与制度及び地域医療医師修学資金貸与制度（地域枠）の活用や、県外医師への働きかけ等により、地域の医療ニーズに見合う医師を確保する。
- ・ 地域医療支援センターにおいて、筑波大学内に設置している分室と連携し、海外派遣や魅力ある研修会等の実施により、修学生及び修学生医師等のキャリア形成を支援するとともに、地域医療対策協議会を活用した医師不足地域医療機関等への派遣調整を実施するなど、地域医療のコントロールタワーの確立を目指す。
- ・ 看護師等修学資金貸与制度を活用して、県内看護職員不足地域の医療機関等で業務に従事する看護職員の確保を図る。
- ・ 看護職員の定着を促進するため、病院内保育所の設置や定着促進コーディネーターの派遣による指導助言を通して魅力ある職場環境づくりを支援する。
- ・ ナースバンク事業による就職相談等により、潜在看護職員の再就業を促進する。
- ・ 看護職員の質の向上を図るため、新人・中堅看護職員等を対象とした専門研修を実施する。

- ・ 県立医療大学では、保健・医療・福祉領域の垣根を超えて多職種と連携・協働できる医療人のための全学科共通のカリキュラムを提供し、県民一人ひとりが適切な医療を受けられるよう理学療法士、作業療法士、診療放射線技師などの医療技術者の養成・確保を図っている。
- ・ 医療介護総合確保法に基づく茨城県計画に基づき、医科大学及びその関連病院との連携等による医師確保、医療従事者の勤務環境の改善支援による定着・確保などを図り、医療提供体制を充実強化していく。

【医療体制・地域保健の充実】

○ 保健医療計画の策定・推進

- ・ 「第7次茨城県保健医療計画」に基づき、関係機関との連携・調整を図り、県民が安心して暮らすことのできる保健医療体制の整備、充実を図る。また、「第8次茨城県保健医療計画」について、「新興感染症への対応」等の課題を関係者と協議し、今年度中の策定を進める。
- ・ 平成28年12月に策定した「地域医療構想」に基づき、2025年を見据えた医療提供体制の構築に向け、地域の医療需要の将来推計や各医療機能の将来の必要量などを含め、医療機能の分化・連携を推進するとともに、医療機関の再編統合等の取組を支援し、地域にふさわしい医療提供体制を構築する。

○ 医療施設の整備と連携の強化

- ・ 身近なところで質の高い医療の提供が受けられるよう、快適な療養環境整備など、医療提供体制の充実に努める。
- ・ 救急医療等を実施する医療機関の施設・設備整備を推進し、地域の医療提供体制の強化を図る。
- ・ へき地医療支援機構のもとで協議・調整を図り、へき地医療拠点病院からの医師の派遣や、へき地診療所への運営支援などにより、総合的なへき地保健医療対策を推進する。

○ 救急医療体制の充実

- ・ 初期、二次、三次救急医療機関の役割分担や連携強化を図りながら、地域それぞれの実情に合った効果的かつ効率的な救急医療体制の整備を推進する。
- ・ 身近な地域で安心して出産できるよう、総合周産期母子医療センターなどの中核病院と地域の病院、診療所等の役割分担や連携強化を促進し、周産期医療体制の充実を図る。
- ・ 小児科医師の負担軽減を図るとともに、安心して小児救急医療が受けられるよう、小児救命センターや小児救急中核病院などの医療機関の整備や小児科医の確保、子ども救急電話相談事業（#8000）の実施などにより、小児救急医療体制の充実を図る。
- ・ 救急患者の救命率の向上と後遺障害の軽減を図るため、ドクターヘリの効果的な運航に努めるとともに、隣接県等とのドクターヘリ広域連携や県防災ヘリによる補完的運航を推進する。また、ドクターカーについても、引き続き運行体制の充実に向けて基地病院の体制強化を支援していくほか、運営主体である市や関係機関に対し、必要な働きかけを行う。
- ・ 限られた医療資源を有効に活用し地域医療の充実を図るため、ICTを活用し、地域の中核的な医療機関を繋ぐ遠隔医療ネットワークの構築を推進する。

- ・ A E Dや心肺蘇生法などの病院前救護活動の普及啓発や、おとな救急電話相談事業（#7119）の実施により、傷病者救命率・社会復帰率の向上や救急医療の適正利用を図る。

○ 医療安全対策の推進

- ・ 医療機関への立入検査を実施し、医療安全体制に係る助言指導を行うことにより、医療安全と信頼の確保並びに保健医療の質の一層の向上を図る。
- ・ 医療安全相談センターにおいて、医療に関する県民からの苦情、相談又は心配に対応するとともに、相談者又は医療機関等に対して、医療安全に関する情報提供及び助言等を行う。
- ・ 医療機関の有する医療機能に関する情報を住民・患者に分かりやすくインターネットを通じて提供し、適切な医療機関の選択を支援する。

○ 医薬品等の安全対策の充実

- ・ 医薬品等の有効性、安全性や品質を確保するため、関係施設等に対する監視指導や流通医薬品等の試験検査の充実を図る。また、医薬品等の適正使用を促進するため、県民へ適切な情報を提供する。

○ 血液・移植対策の推進

- ・ 県内の医療に必要な血液製剤の安定確保を図るため、献血を一層推進する。また、血液製剤の適正使用の推進に努める。
- ・ 骨髄・臓器移植に関する啓発及び知識の普及に努める。

○ 国民健康保険、高齢者医療制度の推進

- ・ 国民健康保険や高齢者医療制度の運営の安定化を図るため、市町村や県後期高齢者医療広域連合に対して財政的支援を行うとともに、国民健康保険特別会計の健全な運営を確保する。

○ 医療福祉の推進

- ・ 小児、妊産婦、ひとり親家庭の母又は父及び児童、重度心身障害者の健康保持と生活安定のため、医療費助成事業を実施する市町村に対し、安定的な運営が図れるよう、適切な支援を行う。

【先端技術を活用した医療体制の充実】

- ・ 県立医療大学（付属病院）において、保健医療に関する教育研究を行い、地域医療の場で活躍できる質の高い医療技術者を育成するとともに、生涯教育の支援など資質の向上に努めるほか、ロボットスーツHALなど先端機器を運用できる人材を育成する。

【健康危機への対応力の強化】

○ 地域保健医療の推進

- ・ 県民の健康の保持及び増進を図るため、保健所等を拠点として、地域における公衆衛生の向上及び保健、衛生、生活環境等に関する需要の適確な対応に努める。併せて、保健所庁舎の老朽化等で健康危機管理の拠点としての機能が十分に果たせないと考えられるため、感染症対策や自然災害に対応できるよう、保健所の整備を実施・検討する。また、衛生研究所への最新の試験検査機器の整備を行うなどその機能強化を図る。
- ・ 公衆衛生医師の確保及び将来の保健所長候補の育成が必要なことから、保健

医療行政に興味を持つ医学生や若手医師の育成を通じて、県行政医師の継続的確保を目指すため、筑波大学に委託し、「公衆衛生医師育成プログラム」を開設し、大学院生医師等が非常勤医師として保健所に勤務する体制を構築する。

- ・感染症蔓延時や大規模災害時における、病院の診療機能の維持・回復を図るとともに、発災によって生じた医療ニーズに対応することができるよう、病院の事業継続計画（BCP）の整備を促進する。

○ 感染症対策

- ・新型インフルエンザ等の脅威から県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活等の安定を確保するため、茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、医療・相談体制の整備推進等の強化を図る。また、県民・事業者等に対して正確な情報を迅速に提供し、社会機能維持のため協力要請を行うなどの社会対応を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症について、地域の感染状況を的確に把握し、必要な対策を実施するとともに、5類移行後には幅広い医療機関で患者の診療に対応する医療提供体制を目指し、感染症対策連携協議会の議論を踏まえた予防計画の策定や関係機関等との連携を図る。
- ・結核やエイズなどの感染症患者に対する良質な医療の提供を図るとともに、感染の予防や患者の人権の保護に努める。

○ 健康危機管理体制の強化

- ・化学物質や感染症、その他何らかの原因により発生する県民の生命、健康の危害を最小限に防止するため、研修・訓練を実施し、健康危機管理体制の強化を図る。

2 健康長寿日本一

【保健・福祉サービスの充実】

○ 疾病対策等の推進

- ・難病患者や家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の公費負担を行う。
- ・難病が疑われながらも診断がついていない患者に対し、できる限り早期に正しい診断ができ、診断後は身近な医療機関で適切な医療を受けることのできる医療提供の体制を構築する。
- ・医療を必要とする小児慢性特定疾病対象児の医療費に対し、公費負担を行い経済的負担の軽減を図る。
- ・難病患者等の医療上、日常生活上の不安や悩みなどの相談・支援の拠点となる「茨城県難病相談支援センター」の充実を図り、地域における難病対策を推進する。
- ・在宅で人工呼吸器を着けた重症難病患者の一時入院等に係る調整を行い、患者家族の介護負担の軽減を図る。
- ・小児慢性疾病児童等と家族に対して、日常生活の悩みや不安等の解消のため相談に応じ、茨城県難病団体連絡協議会等と連携して、患者・家族教室・ピア相談会等の事業を推進する。
- ・肝炎対策基本法、国の「肝炎対策基本指針」及び県の「肝炎対策指針」の趣旨を踏まえ、肝炎ウイルス検査の無料実施や医療費の公費負担、医療連携体制の整備を図るなど、患者支援を柱とした検査から治療まで切れ目のない肝

炎の総合的な対策を推進する。

- ・医療機関や関係団体等と連携し、地域の実情に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けるための医療提供の体制を構築するとともに、正しい知識の普及啓発を促進する。
- ・原子爆弾の被爆者に対して健康診断を実施するとともに、手当の支給などを行う。
- ・ハンセン病に対する偏見や差別の解消に向けて、正しい知識の啓発や情報提供などの事業を推進する。

○ 茨城型地域包括ケアシステムの構築

- ・高齢者や障害者などの要援護者一人ひとりに対して、各制度のコーディネーター等の緊密な連携により、各種サービスを総合的に提供し、本人及び家族も含めた家族全体の自立支援及び生活支援を行う地域ケアシステムのノウハウ等を活用し、「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を推進する。
- ・地域で適切なりハビリテーションを受けることができるよう医療機関等の連携体制構築や、医療機関の在宅医療への参入を促進する。
- ・住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の保健・医療・福祉の関係者、ボランティア、その他様々な関係機関が連携し、包括的・継続的に支援する地域包括ケアシステムを市町村が円滑に構築できるよう支援する。
- ・介護保険制度の円滑な運営を図るため、市町村へ国や県の負担金の適切な交付等を行うとともに、介護給付の適正化についての助言や要介護認定に係る研修等を行い支援する。

【健康づくり】

- ・明るく活力ある健康社会を築くため、健康づくり、生きがいづくりを推進する。
- ・「第3次健康いばらき21プラン」（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度））に基づき、すべての県民が健康で明るく元気に暮らせる社会の実現に向けて、健康づくり県民運動を展開するとともに、「第4次健康いばらき21プラン」について、今年度中の策定を進める。
- ・産学官民一体となった新たな健康づくりの仕組みを創造するとともに、健康経営に取り組むいばらき健康経営推進事業所の登録等を推進する。
- ・働く世代に焦点をあて、県民が楽しみながら無理なく生活習慣の改善に取り組めるヘルスケアポイントの仕組みを運用し、健康長寿日本一を目指す。
- ・いばらき美味しおスタイル指定店や減塩の普及等を通じた栄養改善の推進や、ヘルスロードの指定と普及啓発等による運動習慣の定着支援、受動喫煙防止対策など、各種健康づくり事業の推進を通して、地域や職域等での健康づくり県民運動の定着を図る。
- ・「茨城県循環器病対策推進計画」（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））に基づき、脳血管疾患、心血管疾患等の循環器病について、予防のための生活習慣改善に関する啓発等の取組、医療提供体制の整備、重症化・再発予防等に係る患者支援などの対策を総合的に推進することにより、健康寿命の延伸、循環器病の年齢調整死亡率の減少を目指す。また、「第2次茨城県循環器対策推進計画」について、今年度中の策定を進める。

- ・「第3次健康いばらき21プラン」に基づき、保健医療関係者、教育・保育関係者、農林漁業関係者等が連携し、生活習慣病予防のための肥満予防・減塩などの具体的取組を推進する。
- ・茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例及び第3次健康いばらき21プランに基づき、8020・6424運動を推進し、歯科口腔保健の充実を図る。
- ・茨城県立健康プラザを中心として、県民に健康関連情報を提供するとともに、地域で活動する食生活改善推進員などの健康づくり指導者の育成・養成を進める。

【認知症対策】

- ・認知症の人やその家族が、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けられるよう、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として、ともに地域づくりを推進する。
- ・認知症疾患医療センターを中心に早期発見・診断等の体制を構築するとともに、認知症の前段階である軽度認知障害対策を推進し、認知症の発症や重症化を予防する。
- ・若年性認知症に関する相談窓口を設置し、医療・福祉・就労などの総合的な支援を行う。
- ・認知症の方や家族が診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、当事者による相談活動や交流会の開催、認知症サポーターの活動促進に向けた支援を行う。

【がん対策】

- ・「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」及び「茨城県総合がん対策推進計画－第四次計画－」（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度））に基づき、がん患者を含めた県民自らが、がん医療に主体的に参画する「参療」の視点に立ったがん対策を進め、がんによる死亡者数を減少させ、がん患者とその家族を支援するとともに、がんになっても安心して暮らせる社会の実現を目指す。また、「茨城県総合がん対策推進計画－第五次計画－」について、今年度中の策定を進める。
- ・児童及び生徒に対し、がんに関する正しい知識の普及を図るため、教育庁と連携し、子どもの発育段階に応じたがん教育を推進する。
- ・がん予防推進員によるがん予防の普及啓発を行うとともに、がん検診を積極的に推進する民間企業と連携し、がん検診の受診率の向上のための普及啓発を推進する。
- ・がん検診推進のための啓発に努める（特に、がん検診推進強化月間の10月は集中的に行う）とともに、県、市町村、事業者、検診機関等によるがん検診推進協議会の開催等により、がん検診の受診率向上の取組を推進する。
- ・市町村や企業が実施するがん検診受診率向上のための取組を支援し、地域及び職域におけるがん検診の受診率向上を図る。
- ・県民が身近なところで質の高いがん医療を受けることができるよう診療体制の整備を進めるとともに、がん医療に携わる医療従事者への研修やがん診療連携拠点病院の緩和ケアチームの機能強化を図り、緩和ケアの提供体制の充実に努める。

- ・がん患者及びその家族への情報提供・相談支援体制の充実、がん患者の療養生活支援や就労支援を推進し、がん患者・家族の生活の質の向上を図る。

3 安心して暮らせる社会

【安心な暮らしの確保】

○ 薬物乱用防止対策の推進

- ・「茨城県薬物の濫用の防止に関する条例」及び「第五次茨城県薬物乱用防止五か年戦略（2018～2023）」に基づき、関係機関が相互に緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な対策を推進する。また、本年度中に「第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略」を策定する。

○ 消費生活と食の安全確保

- ・生産から消費に至るまでの各段階における総合的な食品の安全性を確保するため、「茨城県食の安全・安心推進条例」に基づく「茨城県食の安全・安心確保基本方針」及び「食の安全・安心確保アクションプラン」に沿って施策を推進するとともに、原則として全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が求められるため、技術的支援を行い導入を促進する。
- ・安全な食生活を確保するため、「茨城県食品衛生監視指導計画」に基づき営業施設等に対する監視指導及び食品の試験検査を実施するほか、食中毒予防のための指導・啓発を強化する。
- ・食品表示法及び米トレーサビリティ法に基づく表示について、食品関連事業者に対する正しい知識の普及・定着に努めるとともに、効率的な監視指導を実施していく。
- ・リスクコミュニケーションを推進し、食の安全・安心に関する消費者、食品関連事業者及び行政の相互理解と信頼関係を醸成する。

【犬猫殺処分ゼロの実現】

- ・人と動物の共生する社会の実現に向けて策定した「茨城県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護や適正飼育の啓発を図るとともに、動物愛護を担うひとりづくりや災害時の対応などの取組の更なる推進を図る。
- ・「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」の趣旨に基づき、市町村や関係機関等との連携を強化し、犬や猫の殺処分頭数を減少させるための各種施策を推進することにより犬猫殺処分ゼロを維持する。

4 災害・危機に強い県づくり

【原子力安全対策】

- ・国の原子力災害対策指針や県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定を踏まえながら、原子力災害医療体制を検証し、必要な体制の強化を図る。また、健康相談や県ホームページ等を活用した情報提供などにより、放射線の健康影響等に対する県民の不安解消に努める。
- ・安定ヨウ素剤について、PAZ（東海第二発電所から5km圏内）では、事前配布を実施するとともに、UPZ（東海第二発電所から5～30km圏内）においては、緊急時に適切に配布・服用できる体制を整備する。

また、P A Z外からP A Z内事業所へ通勤する者に対し、事前配布を実施する。

- ・原子力災害時における要配慮者（社会福祉施設等入所者、病院等入院患者）の避難が円滑に進むよう、広域避難計画の策定を支援する。

【危機管理体制の充実強化】

- ・災害発生後の初期段階において円滑な医療救護活動が行われるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の医療救護チームの機能強化や災害医療コーディネーターの設置、関係機関と連携した災害対応訓練の実施等により災害に強い医療提供体制の構築を図る。
- ・地震、津波、交通災害等の大規模災害時に、多数発生する救急患者に対応するため、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図る。
- ・洪水、土砂災害等の際、一定の要配慮者（病院等入院患者）が迅速安全に避難行動をとれるよう、医療機関管理者の避難計画策定等に対する市町村の助言及び勧告業務を支援する。

保健政策課

◎執行方針

[1] 保健医療行政の総合調整等

1 保健医療行政の総合調整

部の幹事課として、部の保健医療に関する進行管理、部の予算の適正執行を通じて、部内各課（室）の事務事業が円滑に執行されるよう総合調整を行う。

2 厚生統計調査

厚生労働省の委託を受けて各種業務報告、実態調査を実施することにより、施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。

[2] 保健所・医療大学等の運営・強化

1 保健所・衛生研究所の運営

保健所の円滑な運営に努めるとともに、保健所庁舎の老朽化等で健康危機管理の拠点としての機能が十分に果たせないと考えられるため、感染症対策や自然災害に対応できるよう、保健所の整備を実施・検討する。また、衛生研究所への最新の試験検査機器の整備を行うなど、その機能強化を図る。

2 保健医療技術者の育成

県立医療大学（付属病院）において、保健医療に関する教育研究を行い、地域医療の場で活躍できる医療技術者を育成するとともに資質の向上に努めるほか、海外の医療系大学との相互交流の充実を図る。また、大学院博士課程においては、本県の保健医療をリードする医療専門職を育成するとともに、助産学専攻科においては、母子保健・周産期医療の発展に貢献できる高度な技術を備えた助産師を育成することで、地域に貢献する大学づくりを推進する。

3 公衆衛生医師の確保

公衆衛生医師の確保及び将来の保健所長候補の育成が必要なことから、保健医療行政に興味を持つ医学生や若手医師の育成を通じて、県行政医師の継続的確保を目指すため、筑波大学に委託し、「公衆衛生医師育成プログラム」を開設し、大学院生医師等が非常勤医師として保健所に勤務する体制を構築する。

[3] 医療安全等の推進

医療の安全と信頼を高めるため、また、保健医療の質の一層の向上を図るため、医療機関への立入検査を実施し、医療安全体制に係る指導助言を行うとともに、医療に関する県民からの相談等への対応や医療機関の有する医療機能に関する情報の提供を行う。

また、大規模災害に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の養成、災害情報を把握し、必要とされる医療を迅速かつ的確に配分する調整役を担う災害医療コーディネーターの技能向上のための研修の実施、災害拠点病院や医療救護チームなどの関係機関と連携した災害対応訓練を実施するとともに、医療機関の入院患者の原子力災害時等の広域避難計画の策定を支援する。

さらに、原子力災害時に備えて放射線検査センター等に配備している機材等の維持管理を行うとともに、原子力災害医療関係者の専門研修派遣等により人材育成を図るなど、原子力災害医療体制の強化を図るとともに、平成11年9月30日に発生したJCO臨界事故に伴う施設周辺住民等の健康管理の一環として、継続的な健康診断及び健康相談を実施し、そのデータ管理を行うことにより、住民の不安解消を図る。

[4] 国民健康保険事業の推進

国民健康保険事業の運営の適正化及び財政の健全化を図るため、国民健康保険特別会計の健全な運営を確保するとともに、保険者等に対して保険料（税）の賦課徴収や医療費の適正化などの助言・指導等及び財政支援を行い、国保事業の安定化に努める。

[5] 後期高齢者医療対策の推進

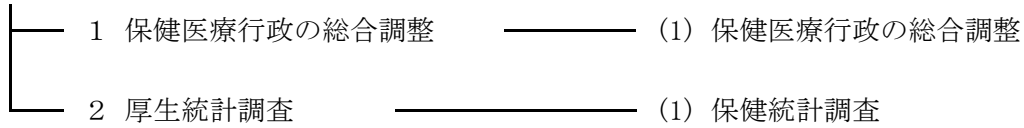
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の者（65歳以上で一定の障害のある者を含む。）の後期高齢者医療費を公費負担するとともに後期高齢者医療制度の適正な運営を図るため、茨城県後期高齢者医療広域連合等に対して助言・指導を実施する。

[6] 福祉医療の充実

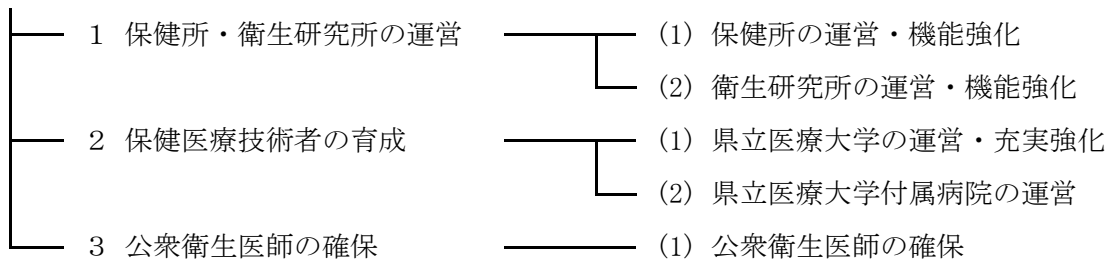
小児、妊産婦、ひとり親家庭の母又は父及び児童、重度心身障害者に係る医療費助成事業を実施する市町村に対し、事業費の一部補助を行う。

保健政策課主要施策体系

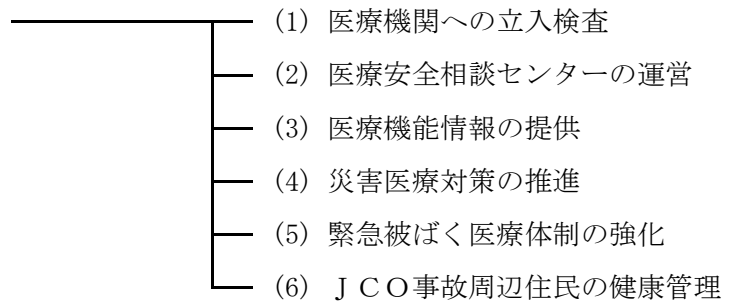
[1] 保健医療行政の総合調整等



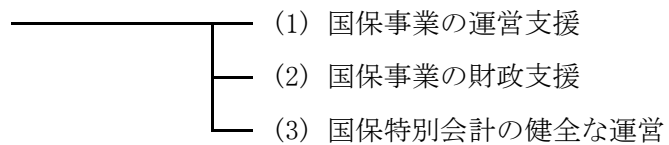
[2] 保健所・医療大学等の運営・強化



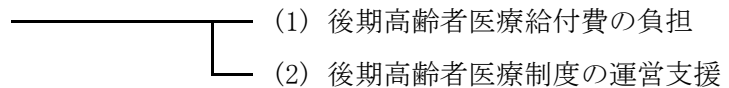
[3] 医療安全等の推進



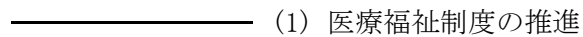
[4] 国民健康保険事業の推進



[5] 後期高齢者医療対策の推進



[6] 福祉医療の充実



◎事業計画概要

事業名	事業の概要	予算額
<p>[1] 保健医療行政の総合調整等 1 保健医療行政の総合調整</p>	<p>(1) 保健医療行政の総合調整 庶務、組織、人事、予算、決算等に係る部内外との総合調整を行う。 ・部の組織 本庁 保健政策課外6課 出先 保健所9所、衛生研究所、医療大学等 ・職員数 本庁196人、出先696人 ・部の予算 歳出総額 1,747億2,297万6千円</p>	<p>千円</p>
<p>2 厚生統計調査</p> <p>[2] 保健所・医療大学等の運営・強化 1 保健所・衛生研究所の運営</p>	<p>(1) 保健統計調査(国委) 厚生労働省の委託を受けて各種業務報告、実態調査を実施する。 ①人口動態調査(毎月) ②医療施設(動態・静態)調査(毎月、10月(静態)) ③病院報告(毎月) ④衛生行政報告例(5月) ⑤地域保健・健康増進事業報告(6月) ⑥社会保障・人口問題基本調査(7月) ⑦医師・歯科医師・薬剤師統計(12月)</p> <p>(1) 保健所の運営管理・機能強化 地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として保健所機能の維持強化を図るとともに、業務に必要な情報ネットワークの維持管理や職員の資質向上に努める。 ①保健所運営費 ・庁費(県単) 保健所の運営管理経費 保健所数:9保健所2支所 ・保健所等情報システム運営費(県単) 部内8のシステムを統合して共通のデータベース化を図り、各種情報の利用、及び更新ができる統一許認可システムの維持管理 ②保健所施設整備費 ・保健所施設等整備費(県単) 保健所庁舎の老朽化に伴う長期的視点に立った計画的な改修工事を実施し、来所者、職員の安全確保を図り、災害活動拠点としての機能維持を可能にする。 (整備箇所) 庁舎修繕等 ・保健所庁舎リニューアル事業(県単) 保健所庁舎については、老朽化していることから、計画的に整備を進めることにより、保健所のさらなる機能強化を図る。</p> <p>(2) 衛生研究所の運営管理・機能強化 ①衛生研究所費(県単) 試験研究機関として、調査研究・試験検査体制の充実を図るため、必要な機器等の更新や導入、施設等の維持管理を行う。 ②機能強化費(国補) 文部科学省の特別電源所在県科学技術振興事業補助金を活用し、検査方法の改良などの試験研究を行う。</p>	<p>9,726</p> <p>174,538 170,912 3,626</p> <p>154,228 84,828</p> <p>69,400</p> <p>92,509</p> <p>32,864</p>

<p>2 保健医療技術者の育成</p>	<p>(調査研究の実施(補助率 10/10))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生動物における人獣共通感染症の網羅的病原体解析に関する試験研究 ・茨城県における結核菌分子疫学解析に関する試験研究 ・茨城県における薬剤耐性菌の分子疫学解析 <p>(1) 県立医療大学の運営・充実強化 保健医療に関する分野の教育研究を行い、地域医療の場で活躍できる医療技術者を育成するとともに、生涯教育など資質の向上に努めるほか、地域貢献を推進する。</p> <p>①保健医療学部(入学定員170名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護学科 50名 ・理学療法学科 40名 ・作業療法学科 40名 ・放射線技術科学科 40名 <p>②大学院保健医療科学研究科博士前期課程(入学定員15名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護学専攻 6名 ・理学療法学/作業療法学専攻 6名 ・放射線技術科学専攻 3名 <p>③大学院保健医療科学研究科博士後期課程(入学定員5名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療科学専攻 5名 <p>④助産学専攻科(入学定員10名)</p> <p>⑤公開講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 一般県民 ・講座数 年6講座程度 <p>⑥認定看護師教育課程の開講(定員20名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 看護師等 ・期間 4月～3月 <p>(2) 県立医療大学付属病院の運営 地域リハビリテーションの支援体制の中心機関として、ロボットスーツHALを活用したリハビリテーション医療の実践など、先進的なリハビリテーション医療の提供や県内のリハビリ専門職に対する生涯教育を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療科目 リハビリテーション科 ・診療システム 入院・外来ともに医療機関からの紹介予約制 ・地域医療への貢献 365リハの開始(H26.10月～) 「地域リハビリテーションアドバイザー養成事業」(R4はZOOMによるWEB講義形式)を開催し、県内に居住または勤務している医師・療法士等を対象に最新のリハビリ情報等を提供 	<p>1,490,041</p>
<p>3 公衆衛生医師の確保</p>	<p>(1) 公衆衛生医師の確保 筑波大学と連携し、県に勤務しながら社会医学系専門医の資格を取得できる魅力をPR。 公衆衛生医師確保対策事業(県単) 公衆衛生医師の確保を図るため、筑波大学に委託し、公衆衛生医師育成プログラムを開設</p>	<p>16,282</p>
<p>[3] 医療安全等の推進</p>	<p>(1) 医療機関への立入検査等</p> <p>①医療施設の指導 病院は年1回、診療所は3～5年に1回立入検査を実施</p>	<p>1,082</p>

	<p>②医療安全対策の指導 自主点検表を活用し、医療安全管理体制等について指導</p> <p>(2) 医療安全相談センターの運営</p> <p>①医療に関する患者の苦情や相談等に的確に対応し、医療に対する信頼の確保を図る。 (相談件数)</p> <table border="1" data-bbox="563 349 1212 454"> <tr> <td>H28</td> <td>1,654 件</td> <td>R01</td> <td>2,396 件</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1,879 件</td> <td>R02</td> <td>2,436 件</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2,146 件</td> <td>R03</td> <td>2,439 件</td> </tr> </table> <p>②医療安全研修会の開催 県内医療機関の医療従事者を対象とする医療安全対策に関する研修を実施し、医療安全の向上に資する。</p> <p>(3) 医療機能情報の提供</p> <p>①医療機能情報提供費 (県単) 住民・患者による医療機関の選択を支援することを目的として、医療機関から報告を受けた医療機能情報を、一定の検索機能を有するシステムを整備し、インターネットを通じて県民に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象医療機関 病院、一般診療所、歯科診療所、助産所 ・全都道府県の医療情報システムを一つにまとめる、全国統一システムへの移行を控え、その準備としてのデータ提供テストが開始される。 <p>②厚生事務処理特例交付金 中核市への法定外移譲事務に係る経費</p> <p>(4) 災害医療対策の推進 大規模災害に備え、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム (DMAT)、災害時健康危機管理支援チーム (HEAT) など医療救護チーム等の養成、関係機関と連携した災害対応訓練の実施等により、災害に強い医療体制づくりを推進する。</p> <p>①災害医療体制強化事業費 (国補) 医療救護体制の充実、災害対応力の整備・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院等が行う施設整備等に対する助成 ・保健所の災害医療対応のための研修 ・DMATインストラクター養成支援 ・災害医療コーディネーターの対応能力向上のための研修 ・茨城地域DMAT研修 災害急性期に対応する基本研修 (2日間) 対象者：県内の医療機関に所属する医師、看護師等 <p>②訓練参加支援事業費 (国補) ・大規模地震時医療活動訓練 (内閣府) に参加する医療機関の活動経費に対する補助</p>	H28	1,654 件	R01	2,396 件	H29	1,879 件	R02	2,436 件	H30	2,146 件	R03	2,439 件	<p>7,746</p> <p>5,043</p> <p>98</p> <p>163,411</p> <p>2,700</p>
H28	1,654 件	R01	2,396 件											
H29	1,879 件	R02	2,436 件											
H30	2,146 件	R03	2,439 件											

[4] 国民健康保険事業の推進	<p>(5) 緊急被ばく医療体制の強化</p> <p>①原子力緊急時医療施設運営事業費（国補） 国の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用し、原子力災害医療機関の整備及び原子力防災資機材の配備、維持管理等を実施するとともに、保健所に対して救護所設置活動に必要な資機材の整備、維持管理及び定期的な取扱い訓練等を実施する。 さらに、原子力事業者、医療機関、県・市町村等で組織する緊急被ばく医療関連情報連絡会を開催し、関係機関の連携強化を図る。 ア 原子力防災資機材取扱い訓練：年4回 イ 緊急被ばく医療関連情報連絡会：幹事会及び連絡会、被ばく医療訓練、事業所見学、講習会 負担率：国10/10</p>	73,237									
	<p>(6) JCO事故周辺住民の健康管理</p> <p>①原子力事故健康対策事業費（県単） 平成11年9月30日に発生した(株)JCO東海事業所の臨界事故の周辺住民等の健康不安に対応するため、健康相談、健康診断を行う。 ア JCO事故対応健康管理委員会の開催 1)協議内容：実施方法等の検討、事業の評価等 2)委員数：11名 イ 健康診断 1)対象者：推定被ばく線量が1mSv以上又は事故時の避難要請区域内の住民及び勤務者等のうち健康診断を希望する者 2)健康診断内容：一般の住民健診・職場健診とほぼ同じ内容</p>	9,480									
	<p>(1) 国保事業の運営支援</p> <p>国保事業の運営の適正化を図るため、保険者等に対する助言指導を実施する。また、診療報酬請求の適正化を図るため、保険医療機関等に対する指導監査を実施する。 ・国民健康保険指導費（県単） ア 保険者等助言・指導 21市町村1組合及び国保連合会 イ 保険医療機関等指導監査</p>	22,392									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">医 科</th> <th style="width: 15%;">歯 科</th> <th style="width: 15%;">薬 局</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別指導</td> <td>104</td> <td>95</td> <td>136</td> <td>335</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国保事業の財政支援</p> <p>国保事業の財政の健全化を図るため、市町村への交付金の交付や一般会計から特別会計への繰り出しにより、国保への財政支援等を行う。</p> <p>①国民健康保険基盤安定対策費負担金（県単） 低所得者や未就学児に対する保険料(税)軽減額の一部を公費で負担する。また軽減対象となった被保険者数に応じて平均保険料(税)の一定割合の一部を公費で負担する。 負担割合 保険料(税)軽減分 県3/4 保険者支援分(国1/2)、県1/4 未就学児均等割保険料(税)軽減分(国1/2)、県1/4</p> <p>②国民健康保険高額医療費負担金繰出金（県単） 高額な医療費の給付に要する費用の一部を一般会計から国</p>	区 分	医 科	歯 科	薬 局	計	個別指導	104	95	136	335
区 分	医 科	歯 科	薬 局	計							
個別指導	104	95	136	335							
	<p>②国民健康保険高額医療費負担金繰出金（県単） 高額な医療費の給付に要する費用の一部を一般会計から国</p>	2,153,708									

<p>[5] 後期高齢者医療対策の推進</p>	<p>保特別会計に負担し、高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和する。</p> <p>③国民健康保険都道府県繰出金（県単） 国民健康保険の療養の給付費等の9%に相当する額を一般会計から国保特別会計に負担し、市町村ごとの財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行う。</p> <p>④国民健康保険特定健康診査等負担金繰出金（県単） 市町村国保が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の1/3に相当する額を一般会計から国保特別会計に負担する。</p> <p>⑤国民健康保険振興指導費（県単） 国保事業の運営の適正化を図るため、保険者等に対する助言指導を実施する。 ・国保加入者資格管理、保険給付、保険料（税）賦課徴収等の適正化のための助言指導 ・国保担当職員の研修指導 ・保健事業活動の促進を図るための保険者への助言指導</p> <p>⑥財政安定化基金積立金（国補） 国保の財政の安定化を図るため設置した国民健康保険財政安定化基金への積立を行う。</p> <p>(3) 国保特別会計の健全な運営 国保の財政運営の責任主体として、国保に関する収入と支出を管理する国保特別会計の健全かつ安定的な運営を確保する。</p> <p>ア 国保特別会計の規模 242,939,394 千円</p> <p>イ 国保特別会計の財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫支出金 67,792,176 千円 ・県繰入金 15,059,709 千円 ・市町村負担金（※） 80,983,723 千円 ・その他収入 79,103,786 千円 <p>※市町村の負担額は、国保事業費納付金として県に納付する額。 市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して、各市町村の納付金額を県が決定。</p>	<p>12,590,855</p> <p>312,867</p> <p>4,703</p> <p>5,968</p>																	
	<p>(1) 後期高齢者医療給付費の負担</p> <p>①後期高齢者医療給付費県負担金（国補） 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者のうち政令で定める障害の状態にある者の適切な医療を確保するため、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき高齢者の医療費を公費負担する。 負担割合（国3/12）、県1/12、（市町村1/12）</p> <p>【後期高齢者医療給付費負担率】</p> <table border="1" data-bbox="509 1727 1233 1928"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険料</th> <th rowspan="2">支援金</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="4">公費</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>国調整交付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約10%</td> <td>約40%</td> <td>約50%</td> <td>3/12</td> <td>1/12</td> <td>1/12</td> <td>1/12相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後期高齢者医療制度の運営支援</p> <p>①後期高齢者医療基盤安定対策費負担金（県単） 低所得被保険者の保険料軽減相当額を公費で負担する。 負担割合 県3/4、（市町村1/4）</p>	保険料	支援金	計	公費				国	県	市町村	国調整交付金	約10%	約40%	約50%	3/12	1/12	1/12	1/12相当
保険料	支援金				計	公費													
		国	県	市町村		国調整交付金													
約10%	約40%	約50%	3/12	1/12	1/12	1/12相当													

[6] 福祉医療の 充実	②後期高齢者医療高額医療費支援事業費（県単） 高額な医療費の発生に伴う後期高齢者医療財政の不安定化を緩和するため、一定以上の高額な医療費に対し、公費による支援を行う。 負担割合（国1／4）、県1／4	1,839,038
	③後期高齢者医療財政安定化基金積立金（国補） 保険料の未納や給付の見込み違い等による広域連合の財政リスクに対し、貸付・交付を行うための基金を県に設置する。 負担割合 国・県・広域連合（保険料）で1／3ずつ	267,751
	④後期高齢者医療指導費（県単） 制度の円滑かつ適正な運営を図るため、茨城県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対し、助言等を実施する。	6,123
	(1) 医療福祉制度の推進 ①小児・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者医療費助成事業（県単） 小児、妊産婦、ひとり親家庭の母又は父及び児童、重度心身障害者に係る医療費助成事業を実施する市町村に対し、事業費の一部補助を行い、これらを推進するとともに必要な指導を行う。	6,893,222

健康推進課

◎執行方針

[1] 疾病対策の推進

1 難病対策の推進

2 小児慢性特定疾病対策の推進

3 ハンセン病対策の推進

CBG

4 原子爆弾被爆者対策の推進

5 アレルギー疾患対策の推進

6 ウイルス性肝炎対策の推進

' S &&%

&&&

7 神栖市の有機ヒ素汚染対策

[2] がん対策の推進

&&&

' S

&&%

